

令和3年11月26日

苫小牧市長 岩 倉 博 文 様

苫小牧市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 竹 田 美由紀

情報公開及び個人情報の保護に係る施策に関する事項について

令和3年10月22日開催の令和3年度第3回苫小牧市情報公開・個人情報保護審査会において審議した標記の事項について、別紙のとおり意見を申し上げます。

本審査会としましては、これらの意見が、今後の情報公開・個人情報保護制度の運用、関係部署間での情報共有等に十分活かされるよう、適切に対応していただきたく存じます。

## 1 審議の対象

昨年11月に判明した本市での死体遺棄事件（以下「本事件」という。）を題材とし、「特定の個人に関する通報等の有無その他市の対応に係る情報の個人情報該当性」及び「不開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由」の2つの項目について、審議を行った。

## 2 審議に至った経緯・理由

本事件に関する市の対応等の開示をめぐっては、苫小牧市情報公開条例（平成10年条例第14号。以下「条例」という。）第7条第1号に規定する個人に関する情報であることを理由として不開示とする市に対し、その解釈の誤りを主張して開示を求める声が存在した。特に、市民から寄せられた通報等の有無は、個人に関する情報と言えるのかという点や、仮に不開示情報であっても、人命が失われた本事件に関しては、開示すべき公益性が存在するのではないかという点については、市議会においても質疑が行われ、本事件に関する文書の開示を求める審査請求の争点の一つともなっていた。

これらの経緯を踏まえ、本審査会では「1 審議の対象」で示した2つの項目に焦点を当てて、審議したものである。

## 3 審議の方法

議題に関して事務局からの説明を受けた後、会長の議事進行の下で、各委員がそれぞれの立場から自由に意見を交わした。

ただし、本審議は、本事件の当事者に関する繊細な情報に触れざるを得ず、結果として苫小牧市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年条例第29号）上の非公開と規定されている審査請求の調査審議手続の性質を少なからず帯びており、さらに審議に当たっては、各委員が率直で忌憚のない意見を交わ

する必要もあった。そこで、後日、意見を集約したものを公表することを前提に、審議はすべて非公開で行った。

#### 4 意見の内容

##### (1) 特定の個人に関する通報等の有無その他市の対応に係る情報の個人情報該当性について

特定の個人に関して発生した重大な事案について、市が事前にこれに関する情報を得ていたり、対応していたと考えられるとき、これらについて、世間一般への公表を求められることがある。

市の対応の適切さについて市民の間に疑念が生じている場合、これを確認したいと思う気持ちは十分理解できるものである。しかし、市の対応が適切であったか否かということと、情報公開制度に基づいて当該個人に関する情報を含むものを開示することとは、別の問題として考えなければならない。

個人が特定された状態での、その者に関する通報又は情報提供は、個人に関する情報として、一般的には簡単に公表できるようなものではない。例えば、特定の個人宅に面する道路だけがいつも工事できれいにされている等の行政の対応に係る情報であれば、開示できる場合もあるかもしれないが、税金の滞納や生活保護などの生活の困窮に関する通報への対応であれば一般的には通常他人に知られたくないものとして公表できない情報といえる。

すなわち、特定の個人に関する通報等の有無その他市の対応に係る情報は、それが通常他人に知られたくない情報に関するものである限り、原則として個人に関する情報であって公表できないが、後述する公益上の理由による裁量的開示として、個別の事案に応じて例外の判断をする余地は残されている。

次に、当該事実に関する報道や裁判があった場合の個人情報該当性についても、上記と同様に、報道や裁判の有無と個人情報該当性は、別の問題として考えなければならない。特に報道機関は、独自の取材に基づき、その報道に関する方針等に従って、報道することが適当と認めることを選択して報道しているに過ぎず、報道されたからと言って、条例第7条ただし書第1号アに規定する「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」となるわけではない。情報公開制度に基づく情報の開示は、あくまでも市が条例や手引に示された判断基準や具体的事例に沿って判断すべきものであり、報道や裁判を経た場合は、むしろ個人の特定がより広い範囲で容易に行える状況になっていることに留意しなければならない。

(2) 不開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由について

個人に関する情報が不開示情報に該当したとしても、条例第7条第1号ただし書イ及び第9条において、人の生命等を保護する必要その他の公益上の理由があるときは、これを開示できる旨が定められている。

ここで、どのような場合にいわゆる公益性が存在するか、又は公益性とは何かという点について、一般的な判断基準を作成することができれば、市の運用の助けにはなるが、一方、情報を開示される個人としては、これに沿って自身の意思に反する開示が行われてしまう不安が拭えないことになる。したがって、個別の事案に応じて具体的に検討せざるを得ない。

条文の読み方又は立法政策としては、原則不開示としているものを、公益上特に必要があると認める場合に限って開示できるとしていることから、この公益性というものはかなり高度で具体的なものを要求していると考えられる。

また、現代社会においてはSNSのようなインターネットを介して個人を特定する方法が発達しており、一度公にされた情報は半永久的に残る可能性があることを考えれば、個人に関する情報を開示することについては、特に要保護性が強く、慎重にならなければならない。

そうすると、公益上の理由によって開示を行うためには、開示を求められている当該個別の情報を公表することで、どういう公益が満たされるのかということ、とにかく具体的に検討して、具体的に説明できなければならない。すなわち、開示することで誰の利益が守られるのか、不開示にすることで誰の利益が害されるのか、そのような具体的な利益衡量が必要になる。生命、健康等の保護に関して例を挙げるならば、特定の疾病の原因となる薬を投与した医療機関について、その名称等を公表することが潜在的な患者の治療の契機になるのであれば、具体的な生命、健康等という利益の保護につながり、開示すべき公益上の理由を認めやすいと言える。

そして、裁量的な処分と言えども、行政は自由にこれを行えるわけではないのだから、当該情報に含まれる市の対応に関して改善が求められる場合であったとしても、条例や手引に示された判断基準や具体的事例に沿って判断しなければならない。

ここでは、本事件における公益上の必要性の判断に際し、特に考慮が必要と思われる点について意見を述べる。

本事件における通報の有無等の開示と、今後の事件当事者に対する支援や同種事例の予防との関係性については、上記のような視点によれば、これを具体的に説明することは難しいのではないかと考えられる。

むしろ、本事件のように事件当事者に生存する子どもがいる場合には、仮に情報が公表されてしまうと、学校において周囲からの心無い非難を受け、学校へ行けなくなる等の不利益を被る可能性が高い。そうであるなら、公益

上の必要性の判断に当たっては、開示による公益と開示によって受ける子ども  
の不利益を軸に考えるべきである。

(3) その他の公益性に関する課題について

公益性に関する比較衡量の在り方及びその他の基本的な考え方は以上に述べた  
とおりだが、一方で、行政活動の透明性を確保する必要性もまた、公益性  
の一つとして認められる。

もちろん、そのことが直ちに市に対して裁量的に開示すべき義務を課すわ  
けではないが、いつまでも行政活動のチェックをすることができないという  
ことになれば、市民としては納得し難いものとなる。

そして、これを公文書の開示請求という手段をもって解決することが容易  
ではない場合には、これらの兼ね合いをどうするかということが、大きな課  
題として残ることになる。

ここでは本事件に関してこの課題についての意見を述べる。

本事件において実際に複数回の通報等があり、そこで示されたような生  
活状況が存在したとすれば、子どもの健康や命が危険に晒されるおそれ  
があったといえ、また、市の対応によって別の展開になった可能性それ自体  
を否定することはできない。そして、市民に情報提供を求めている立場の  
市が、これを放置したのであれば、それはあってはならないことで、残念  
に感じるものである。これらの事情を鑑みた場合、本事件に関する通報の  
有無や関係部署における情報共有の有無について知りたいと思うことは、  
市民感情としては理解できるものであって、審査請求人が開示を求めた最  
大の理由も、その確認にあったものと考えられる。

結果として、本事件では、不開示によって保護される利益の主体である事  
件当事者自身による開示への同意があったことで、これを開示することがで

きたが、それがなければ、行政活動の透明性についてなお疑念が残るところであった。

行政活動の透明性と不開示情報の保護の兼ね合いの解決は、簡単に答えを出せる問題ではないが、不開示情報が存在したとしても、その他の部分で市民にチェックされるべき行政活動に関する事柄を明らかにすることができるのならば、許容されるだろう。その意味において、本事件をきっかけに、不開示情報の開示に係る本人同意が得られる前の段階から、将来的にこのような事案を繰り返さないために組織間連携内部検証委員会が作られたことは、審査請求の目的に適う部分があったものと考えられる。

## 5 審議を行った委員

竹田美由紀、多田光宏、伴辺久子、中村こずえ、高田耕平